

平成30年度 第7回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年10月10日(火)午後2時00分から3時03分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

1番 原 卓己君	2番 中村克則君
3番 勝亦慶徳君	4番 芹澤行雄君
	7番 勝又英夫君
8番 勝又秀一君	10番 芹澤高雄君
11番 杉山正一郎君	12番 勝又俊治君
13番 杉山照信君	14番 根上豊君
15番 高村盛司君	16番 野村進吾君
17番 土屋好勝君	18番 水口光一君
19番 田代壽信君	20番 芹澤賢治君
21番 鈴木末廣君	22番 土屋耕一君
23番 土屋多嘉雄君	
25番 勝間田喜晴君	26番 野木美佐雄君
27番 佐藤一吉君	28番 鎌野哲夫君
29番 根上守人君	30番 滝口勉君
31番 勝又義美君	

欠席委員 (2人)

5番 田代眞吾君	24番 鈴木良逸君
----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第33号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局

ただ今から平成30年度第7回総会を開会いたします。
本日は、5番 田代眞吾委員、24番 鈴木良逸委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

会長

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 8番 勝又秀一委員、10番 芹澤高雄委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。
報第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第12号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。10月10日報告。今月の4条報告は2件でございます。
(番号1、2について内容読み上げ)
以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

報第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第13号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。10月10日報告。今月の5条報告は5件でございます。
(番号1～5について内容読み上げ)
以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第30号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。10月10日提出。今月の3条は3件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,148 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 774 m²

譲渡人は、後継者である譲受人に贈与するものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 6,693 m²

譲渡人は、後継者である譲受人に贈与するものです。

番号1～3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

28番委員

番号1ですが、9月30日、譲渡人とは自宅及び現地にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人は申請したもので間違いありません。

内容についてですが、長年の間、信頼関係において現在に至っているということで、ここで新たに使用借入を設定したということです。

効率的利用につきましては、農作業場所が約8km、車で15分の距離にあるということで、適正である。農業従事者は3人、農作業経験は36年という家族構成で、大きな農家でございます。農機具としては、トラクター8台、コンバイン、ハーベスター等、色々な農機具を所有しております。

耕作管理計画ですが、取得されました土地は、牧草地として年に3回刈り取り収集をしていると同時に、手入れをされておりました。

下限面積ですが、田畑で約40,000 m²ということで、大規模な農家でありました。

転貸しについては、取得する農地に関して転貸しはございません。

地域との調和ですが、牧草地として適正に管理されており、乳牛を64頭飼育しているということで田畑半々程度を牧草地をとって活用しているようです。

以上でございます。

14番委員

番号2ですが、10月2日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、譲渡人による農業後継者である譲受人への生前贈与になります。

効率的利用についてですが、距離としては 200m、徒歩 3 分の距離であり、農作業従事者として父、母、本人の 3 人であり、父母の経験からございまして、30 年から 10 年の経験があるということでございます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

地域農業集落の取り決めに従い、支障の無いよう耕作をするということでございます。以上でございます。

14 番委員

番号 3 ですが、10 月 1 日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものに間違いはございません。

内容については、休耕し耕作を放置することの無いよう、畑として有効適切に利用するというところでございます。

効率的利用についてですが、約 1 km 範囲内で、車で 5 分以内の耕作ができる場所であり、世帯員は 2 名でございますが、臨時雇用労働力として現在 5 名を雇用して作業にあっているということでございます。

耕作管理の目的は芝の育成ということで、販売のルートもできていると聞いております。

転貸しの設定はございません。

地域との調和については、芝を作っている関係上、農薬等の使用があるということで、そこはしっかりと管理をするようにということで、支障の出ないように耕作を行うということで確認は取れております。

親子の関係で、これも生前贈与ということでございます。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第 31 号 次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。10 月 10 日提出。今月の案件は 1 件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 316 m²

転用内容は、農業用倉庫1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員

番号1ですが、10月3日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

転用理由につきましては、現在所有している農業用倉庫が老朽化しているために建て替えをするものです。

資金につきましては、自己資金を運用するということです。

他の権利者の同意につきましては、本人名義の所有地でありまして、他の権利者はありません。

転用時期につきましては、許可が下り次第すぐに着工するということです。

その他の要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第32号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。10月10日提出。

はじめに議案について変更がございますのでお知らせいたします。議案書7ページの1番上、整理番号5の案件につきまして、申請人都合により取下げとなっております。よって、今月の5条許可申請は、議案書には9件掲載されておりますけれども、1件減の8件となっております。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 1,992 m²

転用内容は、賃貸借により太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、申請地が県の合同庁舎から 300m以内にあるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 3,096 m²

転用内容は、売買により駐車場 18 台の整備、及び道路の整備です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,022 m²

転用内容は、賃貸借により仮設現場事務所 1 棟の建築、及び駐車場 19 台、作業スペースの整備です。平成33年4月30日までの一時転用となっております。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,601 m²

転用内容は、賃貸借により太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

番号6 (議案書の内容読み上げ) 畑 2.19 m²

転用内容は、売買により住宅敷地の拡張です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号7 (議案書の内容読み上げ) 畑 181 m²

転用内容は、売買により自己用住宅 1 棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号8 (議案書の内容読み上げ) 田 499 m²

転用内容は、使用貸借により自己用住宅 1 棟の建築、及び駐車場 3 台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号9 (議案書の内容読み上げ) 田 308 m²

転用内容は、使用貸借により自己用住宅 1 棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分され

ます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

番号1ですが、10月4日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由については、譲渡人は高齢で、後継者も脳梗塞の後遺症で農業が出来ない状態で、農地の管理が限界となっていたために、太陽光発電施設として貸し出すための申請です。このような理由のため、やむを得ないと思います。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上です。

21番委員

番号2ですが、10月4日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

転用理由につきましては、譲受人は、産業廃棄物処理運搬車の駐車場を建設するためです。譲渡人は、農業後継者がなく譲受人から申し出があったために農地を手放すということです。

資金については確保されております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上です。

21番委員

番号3ですが、10月4日、申請人と電話にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

転用理由につきましては、新東名高速道路の上部工を中日本道路より受注し、工事を進めております。工事現場に近い所に現場事務所の用地を物色中で、貸借の同意を得られたので、一時転用し、工事完了まで使用すると。一応、2018年11月20日から2021年4月20日まで3年半でございます。

資金につきましては確保されております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

21番委員

番号4ですが、9月30日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものです。

転用理由につきましては、農地に向いていない為、不耕作地の為、太陽光発電設備の設置の為です。

資金については、資金は確保されております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

13番委員

番号6ですが、10月6日、申請人双方と現地及び自宅にて調査しました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由については、市道3701号線を新設した際、残地部分が農地として使用できないので、隣接した宅地の一部として使用するためであり、必要性は妥当でした。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

14番委員

番号7ですが、10月2日、譲受人とは自宅にて、譲渡人とは電話にて調査しました。

申請行為については、譲受人、譲渡人共、本人が申請したものです。

転用理由は、高速自動車道の収用対象地となるためです。

資金については、銀行預金よりの流用ということです。

他の権利者の同意については、権利設定はございません。

転用時期については、許可後、平成30年11月1日から平成31年5月30日までを予定しているということでございます。

他法令については、許可を申請中のものもあるということでございます。

転用面積は181㎡で、事業目的から考えて適正であると思われま

す。周辺への影響については、薬剤等を使用したり排水したりする施設ではないため、周農地への影響はないと考えますが、被害が発生した場合は責任を持って対処するということを確認してございます。

以上でございます。

22番委員

番号8ですが、10月6日、申請人双方と現地にて調査しました。

申請行為については、本人が申請したものに間違いありません。

転用理由については、現在、アパートに家族5人で住んでおり、9月に子供が生まれ、アパートでは手狭であるため、新たな居住地を探し、譲渡人である父所有の土地を適地と判断し、住宅を新築することになりました。

資金については、自己資金と住宅ローンで対処します。

他の権利者はおりません。

転用時期については、許可後、すぐに着工します。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

30番委員

番号9ですが、10月1日、申請人双方と自宅にて調査しました。

使用貸人と使用借人は実の親子であり、申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、使用借人は、現在、本家の住宅に家族5人で生活しておりますが、昨年に結婚をし、本家の住宅では部屋数も限られておりますので、隣接する農地に住宅を建築したく申請したものであります。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第33号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第33号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附
す。10月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 宅地 203㎡
以上でございます。

会長 続いて委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員 番号1ですが、9月29日、申請人と自宅にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。
現況の様子については、現状は農作業場が建っております。
転用経緯については、いつ頃建てられたものかということを知りましたところ、昭和
37年頃に父親が建てたものだというので、建物を見たところ、十分にそれぐらいの
時間が経過したような状態でした。
所定の手続きをしなかった理由については、農地法に無知であり、自宅自分用の農作
業場を建てるので許可は要らないと思って父親がやってしまったのでは、ということ
でした。
今回、だいぶ痛んできたので、少し手直しをしようかなと思って下調べをしたところ、
農地の地目になったままだということで、今回、非農地申請を出させていただいたとい
うことです。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第34号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり
農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。10月10日提出。

公告予定日が10月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は1件で
面積が2,941㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸しする者は、静岡県
農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

(内容読み上げ) 計1筆 2,941㎡
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 その他事務局から報告があればお願いします。

事務局 (報告事項)

1. 農業委員会委員の改選について
2. 板妻地先の農地利用について
3. 農業会議情報について
4. 会議等出席依頼(報告)について
5. クールビズ終了について
6. 次回総会 11月12日(月)午後2時00分 市民会館 3階第7会議室にて

事務局長 それでは、以上をもちまして、平成30年度第7回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 8 番 _____

議事録署名人 10 番 _____